2019.10.31. 第二期第 21 回選挙市民審議会議事録

参議院議員会館地下１階 B107 会議室　13:00～15:00

出席委員　片木淳（共同代表・議長）、只野雅人（共同代表）、
　　岡﨑晴輝（スカイプ）、小澤隆一、田中久雄

欠席委員　三木由希子（共同代表）、石川公彌子、大山礼子、北川正恭、桔川純子、
　　小林五十鈴、小林幸治、坪郷實、濱野道雄、山口真美

報　道　　１名（朝日新聞）

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、城倉啓、富山達夫、丸井英里

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

城倉啓：時間を少し過ぎましたけれども、第二期選挙市民審議会第 21 回の審議会を始めさせていただきます。本日の議長役を、資料が間違えておりました、片木代表にお願いしております。よろしくお願いいたします。

片木淳：早速始めさせていただきます。今日は、だんだんと最終答申の形ができてまいりまして、城倉さんはじめ事務局のみなさんにはご苦労おかけしまして、ありがとうございます。立派な冊子が出来つつあります。

　まず今日は、プログラムにあります通り議題に沿って審議してまいりたいと思いますが。今日は岡﨑委員が 2 時半までということもありまして、トップバッターで岡﨑委員から「抽選制議会の可能性」につきまして、全体で 4 本ぐらいで、いろいろ長短ありますけれども、したがってひとつ 30 分以内で済ませれば時間通り終わると思います。岡﨑委員からは、前回もご説明があったんですけれども、大体 10 分から 15 分くらいでまずご説明いただいて、それに対して我々から質問や意見を申し上げるという形で進めたいと思いますので、まず「抽選制議会の可能性」について、岡﨑委員からお願いします。資料の 42 ページを開けていただきまして、「３－３抽選制議会の可能性」という事でございますが、岡﨑委員よろしくお願いいたします。

岡﨑晴輝：はい、よろしくお願いいたします。では、10 分ぐらいで説明をしたいと思います。まず全体の構成ですけれども、前回報告したものと同じです。前回報告した要約的なものに肉付けをして、膨らませたというのが今日の報告原稿になります。10 分ぐらいで、ごく簡単に内容の説明をしていきます。

　まず３－３の序文的なところですね。ここで、第一期の選挙市民審議会の選挙制度改革案に言及しています。今後、第二期の方針ですね、ここの関連も加筆する必要があるかなと思いますが、これまでの答申とのつながりを踏まえて書きました。そして、選挙制度改革が非常に重要だということを認めつつも、選挙制を前提にすることなく、選挙制以外の民主主義の可能性、具体的に言うと抽選制議会ですね、これを検討する必要あるのではないかということで、『選挙制を疑う』を引いて、これが新聞各紙で紹介されて、少なくない市民が抽選制もあり得るのではないかというような考えになり始めているようなんです。その一方

で、この本は政党や政治家にも送っているんですけれども、ほとんど反応がないんです。これは選挙市民審議会でも、あり得るのではないかという意見と、より消極的な意見と両方あるのではないかと思っています。したがって、すぐに抽選制議会を導入することは難しいだろうとは思いますが、将来のために叩き台というか、それを出しておくことに意味があるというような序文を書いています。

次の３－３－１では、背景的なところから入っています。ヴァン・レイブルックに依拠して、古代ギリシャ以降の民主主義の歴史について、今サラッと触れていますけれども、ご意見があればもう少し加筆しても良いとは思っています。そして、日本の抽選制度も司法的伝統はあるということで、戦前の陪審制、それから検察審査会、このあたりに触れています。裁判員制度についても、当然触れています。最近は、このような抽選制の司法的伝統だけではなく、抽選制の政治的伝統も生まれ始めていて、討論型世論調査とかドイツの計画細胞が輸入されていて、市民討議会とか住民協議会が普及しているというような背景を説明しています。そして、こうようなミニ・パブリックスの特徴として、無作為抽出を使用して、「社会の縮図」を作るというあたりを簡単に説明しています。二つ目の特徴として、熟議を重視しているということですね。普通の選挙とかレファレンダムとは対照的に、単に投票するだけではなくて、きちんと熟議をした上で決定をするという特徴をごく簡単に説明しています。このような前史があって、これを更に発展させて、主題限定・期間限定のミニ・パブリックスだけではなく、議会自体を抽選型にしようという議論が始まっているというふうに展開しています。ここも現時点ではごく簡単に書いているんですけれども、結局選挙制議会だと議員の属性が偏りやすいと、クオータ制を採用すれば男女のバランスはとれると思いますけれども、どうしてもいわゆる世襲議員とか、特定の職業、野心家、というような人に偏ってしまうという問題ですね。それから、選挙制ですと、どうしても当選して再選するために、カネやフダを集めるために、大企業とか労働組合の顔色をうかがいやすい。その一方で、カネやフダにならないようなマイノリィの有権者には、目が行き届きにくいという問題。さらに、どうしても 4 年に一度選挙があると、短期的に成果が出やすい政策に目を向けやすくて、長期的な課題に取り組みにくいというような選挙制議会の問題を指摘していて、結局選挙制度改革は重要だけれども、そこだけではなく、選挙原理主義を克服して、一部抽選で議員を選出するというような議論の展開をごく簡単に概観しています。この辺もご意見があればもう少し加筆したいと思います。

３－３－２で、「日本国憲法と抽選制議会」ということで、まずもうすぐ出る私の論文で、この審議会で１回目に発表した参議院の抽選制論ですね、これを今度論文にしますので、それを紹介しています。ただ、こういった抽選制の参議院は、どうしても日本国憲法に抵触する可能性が高いということで、具体的に言うと憲法の前文なんですね。前文の冒頭で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という規定があって、さらに第 43 条第 1 項「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」、第 93 条第 2 項「地方公共団体の長、その議会の議院及び法律の定めるその他の吏員は、その地方

公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されています。やはり日本国憲法を前提にすると国会にしても、地方議会にしても、抽選制議会を導入するのはちょっと難しいであろうという憲法上の問題を指摘しています。ここで、もちろん憲法を改正するという選択肢もあるんですが、非常にハードルが高いということ、今回の審議会の答申では、もう一つの現実的な選択肢として、日本国憲法を前提にして、その枠内で抽選制議会を模索するということで、二つの方式を提案しています。中身に関しては前回と一緒ですが、少し肉付けをしてあります。

３－３－３は「付設方式」ということで、これは地方議会を念頭に置いて書いています。というのは、地方議会で市民討議会や住民協議会がかなり実践されていますので、ノウハウが蓄積されています。それから国会と違って、一般の市民が土日に集まりやすいということもあって、地方議会を念頭に置いて提案をしています。地方議会もいろいろな問題があるということで、これは只野さん等が参加した研究会のデータを使って、具体的に言うと高齢の議員とか男性議員のパーセンテージ、それからなり手不足のデータを示しています。こういうふうな地方議会の選挙制度を改革していくのも当然重要なんですけれども、やはり選挙制の構造的な問題があって、どうしても議員の属性や政策が偏りやすいと。したがって抽選制の市民議会・市民会議を併設するということを提案しています。これは、前回提案したんですけれども、市民と議員が協働するということを打ち出しています。つまり議会と抽選制の市民会議が対立したのでは機能しませんので、市民が会派 1 名の代表を出して、抽選で選出された市民と一緒になって、毎年ひとつ重要な勧告書を出していく。そして、議員が議会の中で主導権を握って議員立法をしていくという形で、議員立法を増やす手段にもなると思います。更に、抽選で選ばれた市民が地方議会の仕事を非常に面白いと思って、議員に手を挙げて、なり手不足の解消にもつながる可能性があるのではないかというようなアイデアを出しています。このあたりのメリットとして第一に、第二に、第三にということで、まとめて書いてあって繰り返しますが、第一には市民会議と地方議会との対立が少なくなることを指摘しています。二番目に、いろいろな市民と接するので議員の視野が広がる可能性があるというメリットがあるということ。三番目に、先ほど話したように抽選で選出された市民が地方議員を志すようになれば、なり手不足の解消にもつながる可能性があるということで、このような抽選制の市民会議をつくって、議員と抽選で選ばれた市民が毎年一つくらい、無理をしない範囲で勧告を出して、これを議員立法という形で政策化していくということを提案しています。

最後にさらっと書いたんですけれども、条例で制定することも出来ますが、地方自治法で法制化したり、地方交付税交付金で手当てする、このあたりももう少し書いても良いかも知れませんし、削除しても良いかも知れません。この辺ご意見いただければと思います。

３－３－４は、併用方式で、これも前回お話したものに肉付けしたものです。つまり、投票用紙の中に、仮称ですけれども、予め「抽選」という投票先を記入するというふうに、公職選挙法を改訂する。そして、投票したい政党や候補者がいない人は、この「抽選」に投票

するという別の選択肢をつくるようにすれば、棄権率の増大の対策にもなります。これは衆議院参議院の比例代表を念頭に置いているんですね。こういう抽選で選ばれた市民が、衆議院や参議院の中に一定数増えてくると、議員もいろいろ反映できるのではないかということを言っています。ここで前回田中さんからいただいた疑問に答えていて、ここで抽選制を活用しているため、依然として憲法違反になるのではないかという疑問に答えています。どういう答え方をしているかというと、確かにこの併用方式では、名簿記載候補者を決定する訳ではないんですけれども、それは抽選で選ばれますから、ただ考えてみると衆議院比例代表候補とか、参議院の比例代表候補の特定枠も同じなんですよね。したがって、抽選で名簿記載者を決定したとしても、最終的には有権者の投票で決まるわけですから、憲法違反にならないのではないかという応答をしています。もうひとつ田中さんから出された疑問で、草刈り場になるのではないかと、抽選で選出された議員が政党の草刈り場になるのではないかという疑問に対しても答えていて。むしろこれが肯定的に評価しても良いのではないかと、つまり結局与党と野党が抽選で選出された議員を言葉で説得しないといけないですね。これまでは、政党はマニフェストとか党議拘束に縛られて、結局いくら議論をしても、熟議を重ねても最後は党議拘束で投票してしまう。熟議がほとんど意味がないんですね。ところが抽選制議員が一定数国会の中にいると、この人たちを説得しなくてはいけないと、そのためには、与党も野党も言葉を磨いて、抽象的な有権者ではなくて、国会の中にいる具体的な有権者を説得しないといけない。そうしないと、賛成票あるいは反対票を入れてもらえないと。こういうことを考えると、与党・野党が、抽選で選ばれた市民出身の議員を説得をして自分たちの方へ引っ張り込むというようにするのは、実は国会における熟議の質を高める上で非常に良いのではないかという応答をしています。最後に締めくくりの言葉で終わっています。私の印象では、もう少し加筆しても良いのかなと、少し言葉が足りないかなという、説明不足のところがありますので、みなさんのご意見を聞いて、更にもう少し調査をして、最終的にきちんと発表できるものにしたいと思います。では、いろいろなご意見をいただいて、基本的にそれを踏まえて修正をしたいと思いますので、遠慮なくよろしくお願いいたします。

片木淳：はい、ありがとうございました。それでは早速質問でもご意見でも、どうぞ自由に質問等していただきたいと思いますが。田中さん 2 箇所ほどありましたので、いかがですか。

田中久雄：前回指摘した点について、そんなに納得したわけではないんですけれども、特に大きく異論を挟むつもりはないんですが。この問題は、民主主義の根底に遡って議論をしなければならないという、底辺の広い問題を含んでいて、簡単に結論が出るようなテーマではないような感じはしております。冒頭に話しておられたように、今、司法制度については裁判員制度とか、地方においても一般の住民の方々が参加できるようなシステムが徐々に入ってきているわけですが。司法の場合ですと、裁判官とか検察官とか弁護士さんとか、そういう法職に携わる人だけじゃなく、正に刑事事件において一般市民の道徳観というか、それ

がどうなのかということが非常に重要なわけですよね。だから刑法の処罰規定と一般の庶民といいますか、そういう人たちがその罪に対して刑罰に対してどう判断するかというのが、ある意味では延長上であって、その問題そのケースについてどうかという限られたテーマについて、一般市民のご意見なり判断を尊重するというシステムなので。それと政治というのが、全く関係ないとは言えないけれども、ちょっとジャンルが違ってくるのかなと。地方においては、例えば道路をつくるとか、公民館をつくるとか、学校を統廃合するとか、そういう具体的なテーマについて、議員だけでなくそこの住民とかに集まってもらって、あるいは抽選でも良いですけど、それについて意見を聞くというのはあり得ると思います。それはここで言う付設方式ですか、そういう延長上にあって、これ自体はそんなに反対しない訳ですけれども。この併用性において、特に国会という場で市民から抽選で選ぶというのは、民主主義というか、選挙制度の根幹にわたる問題であって、かなり詳しい議論が必要ではないかなという感じがします。いわゆる選挙制度というのが、単に投票すれば良いと、この併用型で、岡﨑さんが提案されている抽選枠というんですか、そこであらかじめ候補者を比例代表で順番に決めていくという中に政党に投票するように抽選枠に投票するというシステムを考えておられるわけですが、果たしてそれが選挙制度と言えるのかなと。選挙制度というのは、単に投票するというだけではなく、政党とか候補者がどういう考え方とかイデオロギーとか政策を主張して、それに対して有権者が投票するというのが選挙であって。それを抽選型で選ばれた人というのは、個人個人がどういう考え方なのか全然知らないままに、順番になっていて選ぶということになるかと思いますが。ある意味では不信任ですよね、抽選枠で選ばれた候補者というのは。それに対して投票するというのは、ここでは棄権防止ということも背景にあるようですけれども、ある意味では棄権と同じような効果というか、投票所には行くけれども抽選枠にいく人と、政治不信があって投票したくないという人が投票所に行かないというのと、そんなに変わりがないんじゃないかなという感じがするんですよね。

片木淳：岡﨑さん、ここまででとりあえずの答えをいただければと思います。

岡﨑晴輝：はい。普通の選挙、政党に投票する場合は、どういう政党かとそれからマニフェストに理念とか政策が書かれていますよね、そこまで踏まえて投票するのに対して、抽選の方は本当に形式的な名簿しか見ないで投票するということになる、ということに対する疑義があるというのは、良く理解できます。おそらく抽選の場合には国会審議ですね、与野党の対立を良く理解して、自らの良心に基いて賛成・反対を決めるという、そういう基本方針を出す。そこだけは出せると思うんですね。単に形式的な名前だけではなくて。裁判員の場合もそうですよね。ある一定の宣誓をさせられますけれども。抽選制の場合にも、結局与野党の議論を納得するまでしっかり聞いて、自分の良心にしたがって賛成・反対を決める、こういう人々に対して投票しますか、しませんかという形で運用すれば、それなりに単に形式的な投票ではなくて、具体的な理念や政策ではないにしても、自らの良心にしたがって行動するという、そういう人々に投票するんだというところまで踏み込んで書ければ、田中さん

の疑問に答えることが出来るのかなとは思っています。

片木淳：はい、ありがとうございました。私の印象で、今のご説明とは少し違いますが 43 ページの「ミニ・パブリックスから抽選制議会へ」の出だしで、古代アテナイの政治的伝統の部分で、岡﨑さん自身ももう少し加筆しようかなと先ほどおっしゃったんですけれども。そこら辺で、今おっしゃった問題点について、今の選挙制はここでは貴族だと書いておられるわけですけれども、もうちょっと普遍してもう少し説得力のあるように加筆いただいて、そして実際の併用方式についても、今おっしゃったような線でもう少し工夫していただければと思いますが、いかがでしょうか。

岡﨑晴輝：そのようにして、古代アテナイあたりも加筆して、田中さんにもきちんと答えたいと思います。その際に、片木さんもヴァン・レイブルックに言及されていますよね。

片木淳：それは、岡﨑さんの書いたものを要約して前の方に持っていくと、ほかの方のものもみんなそうですので。そういうつもりですので、岡﨑さんが書かれたものをご相談しながら、要約したものを載せたいと思っています。

岡﨑晴輝：わかりました。ちなみにヴァン・レイブルックで苗字扱いみたいなので、統一しましょう。

片木淳：はい、わかりました。それと教えていただきたいんですが、45 ページの下から 8 行目あたりですけど、ジュニア枠 200 名とシニア枠 200 名という案が出ていますけど、この意味はですね若い人と年寄りだけで中間はいないのかということなのか。その説明をお願いしたいんですけど。

岡﨑晴輝：なるほど。市民審議会での 1 回目の報告とこの論文の中では、そのあたり書いているんですね。本来であればすべての年代からバランスよく抽出するのが良いんですけれども。そうしますと、働いている世代はかなり辞退することが見込まれますので、大学生世代のジュニア枠と退職間際の世代の 60 歳以上のシニア枠を設定しているということを、論文の方では書いているんですけれども。ここも答申でももうちょっと加筆した方が良いですよね。

片木淳：結局、ジュニア枠は何歳から何歳、シニア枠は何歳以上というのは、一応頭にあるんでしょうか。

岡﨑晴輝：それがあって、論文の中では書いていますので。シニア枠は 61～64 歳として、ジュニア枠は 19～22 歳だったと思います。

片木淳：そうですか。ひとつの案だからそれ程こだわりませんけど、なぜそこだけなんだという疑問も沸いてくると思いますので、そこは理由も付けていただくか、ほかに書き方があるのか、ご検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡﨑晴輝：そうですね。スペースがありますので、もう少し加筆をして、ここは要約を簡単にしすぎたと思いますので、論文を読まなくてもわかるように加筆したいと思います。ありがとうございます。

片木淳：はいわかりました。ありがとうございました。

只野雅人：興味深いご提案ありがとうございました。私のちょっと関わっている企画にもご協力いただきまして、ありがとうございました。私から、48 ページの下から 2 行目、併用制は憲法違反にはならないと断言されている点について、やはりちょっと疑問があるので、二つほど指摘をさせてください。ひとつは、先ほど田中委員からもあった選挙についてなんですけれども、憲法にははっきり書いていないんですけれども、直接選挙という言い方をする場合がありまして、これには一般的には多分有権者の意思によって当選者が決まるという趣旨だと思います。で、比例代表の場合どうなのかという議論はあるんですが、最高裁なんかも基本的に提示された選択肢の中から有権者が選択して、その意思で当選者が決まるという点では、直接選挙なんだという言い方をしているんだと思います。抽選制の場合一番問題になるのは、やはりそこかなというふうに思っていまして。有権者の意思によって当選者が決まると、もちろん意思は全く自由ではなくて、制度によって枠付けはされますけれども、この部分をどう説明するか、というのが難しいかなという気がしております。

もう一点がですね、立候補っていう仕組みをどう考えるかという問題ですね。選挙の場合、実は立候補というのは必ずしも必然ではない訳ですね。有権者の側が、被選挙権者の中から一番良いと思う人の名前を自由に書くということもあり得て、制限選挙だとそういうこともあり得るかなと思うんですが。普通選挙が導入されて以降は、基本的に立候補制度を前提に選択をしてきたということになります。立候補するということになると、自ら議員になる意思がある人たちが選択の対象になりますけれど、抽選制の場合はそうではないですよね。選ばれた人に、議員になることをいわば強制するようなことにもなりますし、うまくいくだろうかと。憲法問題もあるんですけど、選ばれた側の問題として見た場合にどうだろうかということも少々気になるんですが、いかがでしょうか。

岡﨑晴輝：そうですね。最初の直接選挙の方ですけれども、どうでしょうね、最終的に名簿を見て、有権者が投票するわけですから直接選挙と言えるのではないかと思いますが、ちょっと考えて、直接選挙と言えるかどうかという憲法問題ですね。ここを加筆したいと思います。それから、立候補制なんですけれども。抽選で選ばれても、辞退は当然認めるということになると思うんですね。どの程度辞退を認めるかというのは、非常に難しいところなんですけれども、強制ではない。完全に強制ではなくて、当然事態を認めるということで、おそらく裁判員よりは広く認めることになるだろうと思うんですね。拘束期間が長いので。そういうことで、純粋な立候補制ではないにしても、抽選で選ばれた人に強制する訳ではなくて、辞退を認めるということで、一人ひとりの自由とも両立するように考えていくと。このあたりも加筆して、誤解のないようにしたいと思います。ありがとうございます。

片木淳：はい、ありがとうございました。ほかに、はいどうぞ。

太田光征：岡﨑さん、事務局の太田です。制度の機会そのものについてお尋ねしたいんですけれども。投票権はいわゆる一人１票制のままで、政党や議員に投票しない場合は、抽選枠１票のみの投票なのかどうかということと。総定数の関係ですね。抽選枠に投票すると、政党や議員の当選する議員の数が少なくなるのか。つまり、総定数の枠というものがあって、

抽選枠に投票する票が増えることで、政党議員の当選数が少なくなるのかどうか。この 2 点お尋ねしたいと思います。

岡﨑晴輝：はい。まず最初の方は 1 票を想定しています。その 1 票を比例代表で政党に投票するか、抽選に投票するか、どっちかしか使えないということを考えています。そして、抽選を選んだ有権者が多いとなると、いわゆる政党政治家の方が減るという制度設計になっています。これが実は３－３－４の冒頭を見ていただくと、非常に面白い記事がインターネットに出ていたんですね。こちらの方では、私の提案と違って議員の数は一定なんですね。議員の数は一定にして、プラスαで抽選で選ばれた市民を選挙で選ぶみたいな形をしているんですね。もしかしたら政治家の数はそのままにして、抽選の議員をプラスαで付けるというやり方も考えられるんですが、そうすると選挙が終わって、全体の定数がわかるということになりますよね。シンプルにするには、1 票を投じて、議員の総定数は変わらないで、抽選枠が増えるほうがシンプルであるかなとは思って提案していますが、議論が発展していけば、違う方式もあり得ると思います。このあたりは、今回アイデアを出すということが重要ですから、多分シンプルな案を出しておいて、これからの議論のたたき台にするのが良いのかなと、私は考えています。以上です。

太田光征：ありがとうございます。

片木淳：はい、ありがとうございました。何かありますか。

小澤隆一：この間失礼していて、この問題についてお話させていただくのは初めてなんですけれども。私もひとつ、代表という概念をどうとらえれば良いのかということがあるかなと思いました。憲法前文の「正当に選挙された国会における代表者」、それと 43 条第 1 項の「全国民を代表する」という、代表民主制を想定すると、その選ばれた代表者が自分の意見を個々に述べるだけではなくて、おそらく代表された自分の背景を意識しながら、その意見が何とか通るように、国会の場で通るように、調整、交渉をやることになる。そういう任を担う人間を抽選で選ぶという事になると、かなり高いハードルになりそうな気がします。これは国政選挙の場合です。ですから、今お話を伺っていて地方議会、しかも基礎自治体あたりでは、うまい具合に使うことができるか、最後の方はそういうご提案のように伺いましたけれども。そうすると、私たちの名前じゃないですけど、市民審議会みたいなですね、そういうものが、選挙された議員にいつも並走しているという、いつも議会を市民審議会が監視しているという、そういう状況が想定されるのではないか。それは基礎自治体の活動にとって有益なご提案だなというふうには伺っておりました。そうすると、やはり議会とは別だということになりそうだなという感じもしました。

片木淳：いかがでしょうか。

岡﨑晴輝：はい。今回は二つ提案しましたけれども。現実的に導入されそうなのは、当然地方議会の付設型だというふうには思っています。国会の方は、かなりハードルが高いと思いますね。これは公職選挙法の改正ということが、政治家がするとは思えないですけれども、今のこの 2019 年の現状で言うと、結局抽選制をめぐって、まあある得るかな、でもやっぱ

り難しいなとみんな逡巡している状況だと思うんですね。これは実現可能性があるとか、無いとかは置いといて、ともかく議論のたたき台を出して、一人ひとりが抽選制を考えるきっかけになれば成功かなという点で、国会の方の併用方式というのは出していますので、そういうものとして受け止めていただいて。何箇所かでこの市民審議会でコンセンサスが得られたわけではないと書いたと思いますが、もうちょっと書いた方が良いかも知れませんね。必ずしも抽選制議会に賛成的な人ばかりではなくて、賛否両論があるということをもうちょっと書くと、良いのかなと思いますし。場合によっては、それに対する補足意見というか、批判するような反論するような意見を、どなたかに書いていただいても良いのかなという気はしています。すみません、答えになっていたかどうかわかりませんけれども。

片木淳：今の点ですけど、私は逆の印象でね、みんなに議論をしてもらうためには、もっとズバズバね、私のアイデアはこうなんだというものをズバリ言ったほうが良いと思うんですよね。そうじゃないと、ああでもないこうでもないと言っていたら、議論にならないですから。それは書き方の問題で、やっぱりひとつのアイデアとしてこういうことが考えられるということを、遠慮なくバンバン打ち出していけば、我々審議会も何も書き方の問題ですから。何も断言しないで、いろいろ議論はあるということを前提にして、こういうアイデアもあるけれども検討するべきだというふうに言えばよろしいんじゃないでしょうかね。

岡﨑晴輝：わかりました。

片木淳：その点で、岡﨑さんがあとでここも加筆をしたいとおっしゃったんですけれどもね。特に 50 ページの最後のところで、今ずっとおっしゃっていた、いろいろなところに反対もあるだろうとかと遠慮がちにおっしゃっている部分もそうなんですけれども、ここでは特に「抽選制議会の可能性を粘り強く検討しつづけていく」というね、何かこうまだはっきりした結論ではないんだという言い方をされているんですけれども。ここなんかもですね、「検討すべきである」と言えば良いのではないでしょうかね。検討ですから、答えはそうしろと言っているのではないですからね。だから、そういうふうに書いて、まあ皆さんのご意見もあるでしょうけど、論議を日本の中で巻き起こすというのは、我々の答申の意味があるところじゃないかと思うんですね。まあ、その辺もみなさんの意見も聞かないといけませんので、いかがでございましょうか。

岡﨑晴輝：わかりました。

片木淳：すみません、城倉さんから。

城倉啓：今、片木代表に触発されて。いろいろなアイデアを逆に盛るというようなやり方で散らしていって、議論を誘発することもあるかなと思うので、一言言わせていただくと。例えばですね、投票率の問題などが関わってきますけれども、棄権した率、60%投票、40%の人はこの中に代表がいないと考えると。その 40%分をくじで選ぶとか、これは憲法の問題と深く関わってしまいますけれども、何か思い切った、こうすれば投票率が 100 と見なせるんだというような、何かこう打ち出しというものもあっても。それくらい散らしても良いのかなと。抑制的に憲法の問題を言いながらも、こんなアイデアももっとあると思うんです

ね、岡﨑さんはもっとお持ちだと思うので。そんなことでも、紙面的にはですね、40～50ページまだ余裕があったということがわかったので、少しこの「検討すべきである」の中にいっぱい散らしても、印象がかえって柔らかくなって、議論が開かれるということにもなるんじゃないかと思いました。

岡﨑晴輝：はい。

片木淳：それでは、岡﨑さんすみません、時間もだいぶ超過しましたので、今日はこの辺でよろしいでしょうか。それで、岡﨑さんのお考えでまたちょっと加筆等をしていただいて、それを我々また審議する機会がありますから。あるいは、メールを通じてでもやりますのでね。そういう段取りで今後進めていきたいと思いますが、みなさんよろしゅうございますか。そういうことで、岡﨑さんよろしゅうございますか。

岡﨑晴輝：はい、今日はありがとうございました。

片木淳：どうもありがとうございました。それでは、2番目の「主権者教育」についてですが、これは私の担当で急遽入ったので、みなさん方にはまだこなれていないところがあると思いますが。今回は、全体を見てみますとですね、あとでご報告があると思いますけれども。第二期答申のスタイルの中で4番目に「政治を育てるために」という、配ってある資料の中にあるんですけれども、2ページに。これ当初は「政党助成法の改正」だけだったんですけれども、ちょっとさびしいなということで。それからずっとこの審議会で議論されてきたのは、ずっとというか毎回ではありませんけれども、主権者教育／政治教育ですね。これをどこかで書かないといけないんじゃないかということも、前々から言われておりましたので。私がかつて書いたものもありますので、それを基にして最近の情勢を加えて整えたということです。簡単に10分ほどで説明したいと思います。

50ページの「4政治を育てるために」の中の、「主権者教育の一層の推進」をやれという中身になっていますけれども。まず「政府による主権者教育の取組み」はどのあたりから始まったのかということですが。これは結構長くなって、8年前ですか、2011年に総務省の「常時啓発事業のあり方研究会」がとりまとめを公表したと。佐々木毅さんが座長だったんですけれども。それでこの報告書の内容をそこに書いてありますとおり、わが国がグローバリズムが進展する中でいろいろな問題があると。これ等の問題に対処して適切な選択を行うためには、先ほどの岡﨑委員のご発表と関係しますけれども、やはり高い資質を持った主権者がですね自らの問題として考えて、自ら判断して、行動していくという新しい主権者像、つまり議員にばかり任せているんじゃないということが必要だということを言っているんですね。と、私は理解しています。まず反省なんですけれども、なぜ日本においてこの主権者教育というものが全然進められなかったのかということは、教育基本法ですね14条1項に一応政治教育の必要性を謳っているんですけれども、2項にですね「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治活動をしてはならない」と、学校に義務付けているということで。この研究会の認識では、政治的中立性の要求が、政治に触れるなという「非政治性」の要求と誤解される。ということで、政治的テーマ等を取り扱うこと自体

がずっと避けられてきたというところに問題があるということで。具体的には、「将来の有権者である子どもたちの意識の醸成」ということで、いろいろなことを言っています。これは例なんですけれども、模擬投票とか子ども議会だとか、全国規模のコンクールとかというのと同時にですね、学校教育については、次期学習指導要領を改正しろということで、もっと積極的に取り組めということを言っております。もうひとつは、今度は学校教育ではない生涯教育、社会教育の場なんですけれども、地域の明るい選挙推進協議会というのが選挙管理委員会と一緒に地区ごとにあって、何万人も会員もいてやっているんですけれども、最近マンネリ化していると。言っていることがですね、買収されてはいけませんよとか、お金を受け取ってはいけないとか、投票所に行きましょうという、当たり障りのない、それこそ政治的なテーマを含まないことを言ってきているので、もうマンネリ化していると。活動支援も低下しているということで、変えなければいけないということで、活性化するために、参加・体験による啓発の拡大、公開討論会等の推進、NPO との連携の強化等を提言いたしました。

ちょうどその頃にですね、2015 年 6 月に、みなさんご案内の我々も何回も議論してまいりました、選挙権年齢の 18 歳への引き下げがあったということで、高校生も教育しないといけないということになりまして、2015 年 9 月に総務省と文科省が連携しております。学校現場における政治教育をやるために、「私たちが拓く日本の未来」という生徒用の副教材、3 部作からなっていまして、これをその年の 12 月から全国のすべての高校生に配布してきと、今ももちろんやっているわけでございます。そのあとの展開としては、10 月にエポックメイキングなことがあったのは、文科省が 1969 年以来の通知を見直して、新しい「政治的教養の教育と政治活動等について」を通達を出しました。その中では、民主主義とは対立するような思い切った認識も示して、高校生については「国家･社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される」と明記している。政治活動についても前はダメだダメだと言っていたんですけれども、「家庭の理解の下に、生徒が判断し、行うもの」だということで、一応容認しています。いろいろ条件は付いているんですけれども。

2016 年 6 月には、文科省内で「主権者教育の推進に関する検討チーム」が最終まとめをやりまして、いろいろな推進策を正確に進めるようにという最終まとめを出しています。

学習指導要領の話ですけれども、2017 年 3 月に小・中学校、2018 年 3 月に高等学校ということで、それぞれカッコ内に書いてある段取りで、これから学校の教育内容が変わっていくと。それも小･中学校から変わっていくということになっております。それが経緯です。

４－１－２はですね、「民主主義的討論と『主権者教育』」ということですけれども。総務省研究会も言っているんですけれども、民主主義国家で政治教育とは何かということは、「国民が主権者である」ということで、主権者教育をしているということになると。問題はですね、これは、私では泣くほかの人の見解を引いたんですけれども、わが国は民主革命を経ていないと。韓国、フィリピン等はやっていると。形だけは整えられているんだけれども、人々の意識や活動に民主主義が根付いていないということが指摘されております。中でも

討論ですね、議論をして何か決めようというところが非常に弱いということで、今後この討論を中心とした主権者教育をいかに推進していくかが課題だということです。これは釈迦に説法ですけれども、討論能力とは「理由を挙げて、自らの意見を論理的に主張する」能力ということですけれども、日本人は残念ながら討論能力に欠けている、一貫性に欠けていると。この辺はいろいろと面白おかしい点も含めて書いてありますけれども、省略いたしますが、一般にそう言われております。

諸外国はどうやっているかというと、52 ページの上から 6 行目あたりですけれども、「欧米においても」というところに書いてありますけれども。やっぱり向こうもですね、政治的無関心の増加などが問題になりまして、シティズンシップ教育が注目されるようになったと。これは研究会の報告書からとっております。私はその中から、討論的な点を抜き出してここに引っ張っているんですけれども、いずれの国においても、「『肯定側』と『否定側』の二つに分かれて、徹底的に分析し、意見を戦わせる」ための討論能力の養成を目指すものである。ドイツが非常に有名なんですけれども、学校教育においても現実の政治的論争・対立を積極的に取り扱って、「常に教室の中に対立軸がある」ことを重視する。対立していないとダメだと、なあなあでみんな仲良しで良いですねではダメだと、いうのがドイツの教育だということです。2002 年、イギリスでも同じでですね、争点が大事だということを言っているようです。アメリカにおいても争点学習ということでございます。ですから、非常に実践的な討論の教育をやっていかないといけないというのが今の課題だし、ある程度総務省の研究会でも指摘されているということです。

もう少しドイツの主権者教育に焦点を当てますとですね。ドイツは例のワイマール憲法の中でヒトラーのナチスが合法的に政権を簒奪したということを反省していまして、やはり「戦う民主主義」でないとダメだという理念があるわけですけれども。各州に政治教育センターを全部設置して、非常に熱心にやっていますね。ホームページで見られますけど。英語のものもありますけど。これは、早稲田の近藤さんが非常に前から、教育学者ですけれども、研究されておりまして、本もありまして、それからとってきております。53 ページに、そのドイツの中での動きとして、戦後間もなくなんですけど 1976 年にバーデン＝ヴュルテンベルグ州内のボイテルスバッハに政治教育研究者が集まって、このときはみんなでまとまるために三つという抽象的なコンセンサスがまとめられたと。そこに①②③と書いてありますけれども、①は、圧倒の禁止の原則ということで、教員は生徒が自らの判断を獲得するのを妨げるような、圧倒してはいけない。押し付けたらいけないということだと思います。②は、論争性の原則ということで、学問と政治の世界において論議があることは、授業においても議論があるものとして扱わなければいけないと。いうことですね。③生徒志向の原則、生徒が必要な能力を獲得できるようにすると。これを採ったのは、そこにありますように近藤孝弘さんという、いろいろなところで活躍されてまして、最近 NHK の「ドイツの政治教育と中立性」から引っ張っています。

それから同じく近藤さんの本から引きますけども、2003 年に、さっきのが 1976 年、2003

年になって教育学会がナショナルスタンダードを定めております。その内容はそこに書いてある通りで、今日は論点、論争ということを中心に発表したいと思いますので、下線を引いておりますけれども 53 ページ、三つに分けた政治の、まず判断能力ですね。これについてはそこにずらずらずらと色々書いてありますけれども、中心的な論点は何かを取り出す能力を掲げられております。あるいは六番目に日々の政治的対立を中長期的な政治的-経済的-社会的視点から分析する能力。八番目に批判的に考察する能力。九番目なんかも面白んですよね。メディアが政治を演出する論理とメカニズムを分析する能力。メディアも色々やっとるやということを注意して学生・生徒に教えろと。

54 ページにまいりまして、②が政治的行為能力ということで、これも前から、今申し上げたかと思いますけれども、ここも私なんか面白いなと思うのは一番目ですね。たとえ少数派であっても客観的かつ説得力のある形で主張する能力ということですね。それから二番目も対立の持つ緊張があると、ストレスがあると、しかしそれには耐えなきゃいかんと、あるいは妥協もしなきゃいかんというようなことで、割に論争的・批判的・討論的なことを重視しているように見受けられました。というか、日本ではこの辺が欠けているんではないかという印象を持っております。

三番目が方法的な能力で色んな技術的なことを身に付けさせるということですね。ということをナショナルスタンダードにしてドイツでは教育学者が決めて、それを各州の政治教育センターとか学校とかで学習指導要領なんかで取り込んで、この方針で概ね教育がなされているというようになっています。

じゃあドイツと比較したときに日本の主権者教育の課題はどんなものかということ、これは柳澤さんという方、これはネットで見つけたんですけどもあまり人物を知らないんですが、55 ページの後ろの方で「以上」で引いてあります通り、香川大学教育学部の研究報告の報告書の中にあって、要領よくまとめられているようですので一応引いておきました。ドイツの政治教育との比較から①②③④、色々技術的な問題も含めてこうやったら良いんじゃないかっていうことを提言されております。その中で④がやはり対立する意見の話であります。それで先ほどのフォイエルスバッハ・コンセンサスとはと引かれまして、ドイツにおける政治的中立性とは、「対立する立場を フェアに紹介することと理解されておると。政治的論争においては、厳密に中立であることは必ずしも要求されず、特定の党派性に立たず、それぞれの立場について正確な情報を伝えることが重要とされているという風に、これは先ほど申し上げた報告書に書いてあることを柳澤さんが二重に引かれているんですけども。それで日本では、政治的中立性の名のもとに回避されている現状があると。その下の下線ですけれども、回避されている意見の多様性を直視する必要があって、対立する意見を学習する機会を確保する必要があるという風におっしゃっております。私も同意見でございます。

それで 55 ページの 4－1－4 でこれからどうしたらよいのかってことですけれども、改革といたしまして、もう少し主権者の一人、主権者の一員として討論の意志と能力を有する自

立した市民に自己変革を遂げていくことが求められる。これは特に教員、教職員ですけどね。教職員自身もどうもいかんよと。高校の先生のことが頭にあると思いますけども。
それから55ページの下の方ですけども、ちょっとこれは最近の事件も取り上げております。ちょっと生々しいんですが、これぐらい言ったほうが良いんじゃないかと思っておりますが、先月ですね。ご案内の通りですけど、相当マスコミに叩かれておりましたけれども、今もまた大学入試センターで今度の大臣もまた叩かれていますけども、同じ問題ですね。実はツイッター上で色々ぎゃあぎゃあぎゃあぎゃあ、ぎゃあぎゃあぎゃあぎゃあと言ったら怒られますけども、議論してるわけですよね。先生も生徒も。その生徒のやつを取り上げて、問題じゃないかということをツイッターで、こともあろうに時の文部科学大臣が言ったということが問題になったということで、56 ページの一番上ですけれども。しかしこの高校生の発言は、マスコミ等でも報道されてますけども、そうですね、この55ページの下にもちょっと書いてあったんですけども、下から 3 行目に「私の通う高校では前回の参院選の際も昼食の時間に政治の話をしていたりしていたのできちんと自分で考えて投票してくれると信じています。もちろん今の政権の問題はたくさん話しました。笑」というツイッターを高校生ですね。若いですから言い方には色んな感想をお持ちの方はあるかもしれませんけれども、ここに書いてありますように、56ページの上から3行目に書いてありますように、生徒間の民主主義的討論を実践している発言じゃあないかと。主権者教育を進めるという観点からは、非常に良いことじゃないかと。もっと若い者はやれと。やらないかん問題じゃないかと。それを主権者教育の担当大臣が、問題だと言うのはどうかと。むしろ、党派を超えて、自民党の立場を超えて、積極的にそういう風にどんどん議論してくださいと言うべき問題ではなかったかということでございます。
56 ページに結論めいたことですけども、精神論になるんですけども、やっぱり先程来申し上げています、あまり浸透していないということで、ドイツにおける主権者教育の取り組みを参考にして、政治的な知識の習得だけじゃなしに、政治的テーマについての民主主義的討論に重点を置いた主権者教育を積極的に推進するという方向に、もっと取り組みを変えていくべきではないかと。やっぱり学校の先生もちょっと遠慮しているんですね。外野から何をやかましいことを言われるかわからんと思って。それに対して我々としては応援をして圧力に負けるなと、こう言いたいところを文章化してみたということでございます。以上でございます。何でもまた質問なりご意見なりありましたらお願いしたいと思います。
岡﨑さん、何かございましたら。
岡﨑晴輝：はい、ありがとうございます。本旨には全面的に賛成です。その上で私も大学で正にそれをやってるんですね、政治学の講義で。たとえば柏崎市の住民投票の是非とか、小選挙区制・比例代表制とか、イラクの人質事件、あの時日本政府が救出に尽力すべきかどうか結構分かれたりするわけですよ。こういう論点を整理して賛否両論色んな論点を出していただいてディスカッションをしてデータを出してもらうみたいな授業をやってるんですけれども、相当にそれは良い教育ができるっていう実感をもってますね。これはどんどん進

めてほしいと思っています。

その上で課題が二つあって、われわれ大学ですから比較的自由に色んな圧力無しにできるということがあると思うんですね。ただ小中高は色んな制約があると思いますので、あまりうるさいこと言わなくて多少逸脱しても本当に懲戒処分で脅かすようなことは無しにして、多少試行錯誤してでも自由にできるような環境を整えることを提言してはどうかなと思います。

もう一点はやっぱりそういう論争的な授業をする時に色んな賛否両論の論拠を出すのが非常に大事なんですよね。そこの教材研究。教材研究でその成果を先生たちが共有していくとかなり良い授業ができると思うんですが、まだそこの教材研究っていうんですかね、そこの蓄積が無いので教育関係者はそういう論争型の授業の発表をして共有していくことを提言しても良いのかなという風に思っています。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。ちょっと教えていただきたいんですけど、前段の小中高でそこから制約があるという、それをなるべく少なくする環境の整備ですね。

岡﨑晴輝：はい。

片木淳：何か、具体的な、どういう取り組みが考えられるか、もしあれば。

岡﨑晴輝：どうですかね。最近トロッコ問題で親からクレームが来て批判を浴びたという事件がありましたよね。日本の場合は多分保護者の方の批判ですよね。

片木淳：はいはい、はいはい。

岡﨑晴輝：保護者からとか、それから一般社会から色々批判が来た時に現場の教員を守るようなところの、どこがやるんでしょうね、校長がやるべきなのか、教育委員会がやるべきかですよね。そこら辺の校長とか教育委員会が外からの声に迎合して現場の教師を萎縮させるようなことがあると拙いと思うんですよね。ちょっと私はよく分からないんですけれども、懲戒処分とかそういうことで脅かすんではなくて、国会議員に免責特権があるようにある程度何かそれを明文化したら良いんじゃないですかね。

片木淳：はい、ありがとうございました。あれですかね、じゃあ、これもまたちょっと思い切った話になりますけど、小中学校にそういう監視機関というんでしょうかね、応援機関というんでしょうかね。

岡﨑晴輝：うん。

片木淳：あるいはあれか。PTA にそういうことをやらせるとか。

岡﨑晴輝：なるほど。

片木淳：そんなことですか。まあちょっと考えて書けたら書きたいと思います。

岡﨑晴輝：そうですね。はい、ありがとうございます。

片木淳：はい、ありがとうございました。どうも。他にどうぞ。

城倉啓：すいません。今のと関係するんですが、これは法定化されているもの、例えば主権者教育をしろとか、あるいは何をしてはいけない政治的中立性とか、どこかに書いてあるもののどこを直すとか、何かあればターゲットになるのかなと。教基法の中のこの部分を直せ

と、あるいは免責特権を認めろと。そういう、どこを変える話なのかなということ。それ無しでももちろんアイディアレベルでもやっても良いんですけれども。というのが一つと、もう一つはシチズンシップ、市民性教育。実は第一期答申の用語集でシチズンシップ教育、市民性教育、主権者教育と三つの単語を載せているんですけども、どの単語が良いのかなということなんですね。もし積極的に新市民選挙法をぶちあげるんならば、市民の定義どうなってるのというのが前回審議があったところですから、市民を育てるんだと、我々は。それが主権者であるべきだと。そういったことを打ち出しながら一番最初の新市民選挙法っていうのを作るっていう、ここの関係でやると大きな議論になるのかなと思いました。

片木淳：なるほど、なるほど。ありがとうございました。順番にお答えしますと、法改正はもう私の理解では、あまり法律で引っかかっているところは無いのかなという印象ですね。さっきご説明したように教育基本法 14 条 1 項・2 項で、1 項で一応書いてあるんで、そこ何か良いアイディアがあるんなら書いても良いかもしれませんけどね。積極的にやれと、もういっぺんね。でもそれを前提にして今の法制度の中でもできるということで総務省と文科省が前向きにやれと言って副教材まで作って、あれ中身見ますと結構何と言いますか革新的というか民主主義的というか文科省がよく言ったなっていう局長通達に書いてありますよ。あるいはまた副読本。だから大体そういう体制みたいなものは整ってるんじゃないかな。だからあと問題はやっぱりその精神といいますかね、何かしやすいことばっかりやって模擬投票をやっても、それは先生もやりやすいよね、やるだけのことだから。だけど本当に岡﨑先生がやってるように、これとこれと対立させて、教材の中で、そして「お前ら議論しろ」という教育は中々やってないし、ちょっとそっちをやりすぎるとあそこの先生は何かちょっと、何て言うんですかね、今の流れに反しておかしいことやってるってすぐに特に政権与党の国会議員等から横槍が入るというのがあるんですよね。だからそういう意味でそこら辺は法律の問題じゃなしに、何か精神論というかさっきちょっと議論したように父兄の方で見るのが、父兄もそうだそうだという傾向があれば市民・第三者的なところがチェックすると。今回の名古屋の表現の不自由展の問題と似たようなものですよね。ばば一っと言われると弱いもんだから、すぐ「はい、分かりました」ってなる。そこは防波堤みたいなものを作る必要があるんじゃないかっていう感じはしますね。

それから二番目の市民の問題。これは日本は今までみなさんは主権者教育という言い方で、それで良いんじゃないかなと思います。主権者の自覚をしろと、憲法に書いてあると。それはあんまり今まで議論されていないから。シチズンシップは、まあ言葉は良いんだけど、イギリス風、アメリカでもそうでしょうかね。一応流れもあるし、政治教育というとドイツみたいな感じがあるんでね。まあ主権者教育で良いんじゃないかと思いますけども、おっしゃるように市民については、実は我々市民審議会なんだけれども、未だかつて市民の定義をやったことがないんでね。私は大体心づもりはあって今まで参加させていただいて皆さんもそれぞれ市民の定義があるんだと思いますけども、おっしゃったようにそれこそ主権者で、主権者の一人として政治行政にものを積極的に参画していく、そういう国民を市民とい

うとかね。何かそういうことでよろしいんじゃないでしょうか。これは他の先生方の意見を聞かないといけませんけども。ということで、それは定義の時に議論したら良いんですか。

城倉啓：どこでも良いんですけれども、何か心の中にあればと。ちなみに韓国は市民性教育ということで Citizenship 教育を直訳しているんだという風には思います。

片木淳：主権者じゃなしに、市民性。

城倉啓：ええ。あと第一期答申から見て、外国人参政権の話があった時に、「永住市民 Denizenship」という言葉も第一期答申の中で積極的に紹介もしているので国民だけでもなく住民まで含めた市民という概念がありうるんじゃないでしょうか。

片木淳：なるほど、そこはちょっと重要な論点。時々言われるんですね。国民という言葉だと我々の第一期答申で永住外国人に認めましょうってね、特別永住者等にね、国政の参政権までやれと言っている結論を出しているわけで。そこはちょっと、国民主権だから必ずしもあれですけど、それを一言にした言葉なんですけど、確かに国民だけかということがありますね。じゃあその問題はまた先取りで申し訳ないですけどもちょっと中々処理が難しい気もしますが、城倉さんから改正案を出していただいて、また議論をしたいと思います。

あと何か。何でもどうぞ。マスコミの話もちょっと出ましたけど、ご自由に何かあればおっしゃってください。折角の今日は機会ですので。

傍聴 A：一点だけ申し上げると文科省の通知、2015 年の新しい通知でも教員が自分の考えを述べるなという趣旨のことがまだ入ってますよね。だからそこがドイツなんかと違うところで、ドイツなんかでは自分の考え、私はこう考える、けれどもこういう違う考え方もあるということを授業の場で紹介することをもって政治的中立とするというのに対して日本の場合は、それをそもそも言うことが基本的に認められていないっていうところがネックになってるんじゃないのかなということが一つ。一つだけと言いましたが、もう一つ生徒会活動とか、そういうもので自分たちで決めることを基本的に許容されていないとか、校則の中に自分たちの生徒自身の意見を反映するような仕組みがほぼ無いので。というようなこともあるんじゃないかな。

それとすいません、さっきの付設制の関係で一つだけ申し上げると長野県の飯綱町議会でそれに近いことをやっていますね。政策サポーター制度。抽選ではないけれど社会の縮図に近いような形で議会をサポートする仕組みを作っているというのがあります。一つ申し上げたいと思いました。

片木淳：はい、ありがとうございました。政策サポーター制というのは議会の付属機関みたいな感じでしたよね。飯綱町。

傍聴 A：はい。

片木淳：ああそうですか。はいはい。ありがとうございました。はい、田中委員、どうぞ。

田中久雄：今のご発言で同じようなことを思い立ったことがあるので、去年スウェーデンに行って学校投票というんですか、有名な。あれを見学に行ったんですよ。選挙と同じ、それよりちょっと前ですけど、中学校と高校でほとんどの学校で学校投票というのをやるんで

すよね。それが日本の模擬投票と全然違うところは、現実の政党の党員とか、あるいはそこの事務局のスタッフが学校に来て、自分の政党の政策を述べるわけですよ。それを聞いていて実際、投票用紙は現実と同じものだんですよね。ただ向こうは比例代表だけれども、政党名だけ書いてあるのと名前が、優先順位が書いてあるのと二種類あるんですけどね。ともかく大体学校投票だと政党名だけ書いた投票用紙を色んな各政党の政策を聞いて、それで自分はどの政党が気に入っているかっていうことを投票するわけですよ。ですから現実の世界の現実の政治についてそれぞれの高校生や中学生がどう考えてどこの政党を自分は気に入っているかという、正に現実の問題で議論、議論というか投票行動を促しているという。日本はまったくそういう政治色のないテーマというか、投票するからこういうプロセスをやるんですよとか言ってね、そういうただ形式的なものだけでできるだけ生の政治論争になるようなテーマについては多分取り上げないと思うんですけどね。それが違う点と、それから今お話にあったように、それを主催するのは生徒会なんですよ。生徒会はまったく教職員とは別組織なんですよね。教職員は全然それにノータッチなんです。生徒会はどこの政党を呼んで、いついつ、どういうようなスケジュールで色んな意見を聞いてどういうような投票でやりますかと。投票のスタッフやなんかの管理委員や何かもいるんですけども、それもみんな生徒会で決めるわけですよ。ですからそれは完全に学校教育のいわゆる教員側とは別に、学生が自主的に自分で企画してそういうことをやるというシステムなんですよ。またそれに対して国が補助金を出すわけですよ。その生徒会も、各生徒会で全国組織があってね、それがまたそういうものを企画しろとか何とかやるという、正に現実に地に足がついた、生身の問題になっているテーマについて生徒間で議論をさせて投票を現実に行うと。その結果は実際の選挙に影響を与えてはいけないので、一応選挙が終わった後に、一般の選挙が終わった後に各高校でこういうような投票結果になりましたよと。緑の党的なものとか、案外リベラル・左翼系の投票結果が普通の選挙に多いみたいですけどね。本当に同じシステムを考えてもどういうやり方で、あるいは現実の問題を避けてやるのかね、まともにそれについて議論をさせるかというね、その姿勢が全然違うなという感じがしました。

片木淳：ありがとうございました。田中委員、お願いですけども、ちょっとそこをまとめたやつを私の方にメールでいただけますか。この中に取り込むと、スウェーデンの例として。

田中久雄：はい、分かりました。北欧はみんなそういうことをやってますね。

片木淳：具体に、なんと言いますか、根拠をはっきりさせて何月何日にここを訪れたとか。まああんまり細かいことは適当に、ここで本当かと言われた時に根拠はちゃんとあるというぐらいの情報をいただければ私も取り込んで活かしたいと思いますので。

田中久雄：分かりました。

片木淳：他に何かございましょうか。じゃあまた例によりましてメールでご意見をいただけると思いますので、引き続き検討していくということにいたしまして、三番目の只野代表のお作りいただきました「はじめに」を議題にしたいと思います。それでは簡単にご説明お願いいたします。

只野雅人:私の方は本当に簡単ですが、前回の答申から今回「第二次」が良いんでしょうか、「第二期」が良いんでしょうか。

城倉啓:「第二期」で。

片木淳:「二期」が良いですね。

只野雅人:「二期」ですね。失礼しました。最初の答申を見ますと、大体2ページものぐらいで、それからですます調でちょっとくだけた感じにして「はじめに」というものがついていましたので、それに合わせてみました。最初は経緯のような話なんですけれど、振り返ると四年前の話になって、四年前ってどういう年だったかなと考えると、世間では「民主主義って何だ」という、こういう問いが発せられた、こういう年だったということから書き出してみました。

私たちが出発点にしたのが、「民主主義を主権者の手に取り戻し、選挙から政治の未来をつくりだしてゆく」と、こういう話だったと。で、答申を書きましたと。こういうところからまず話を始めています。問題はそれから四年経って今どうなのかというのが次の三段落目の話なんですけれども、これはこの間議論したことですけど、今年も投票率が50%割り込んでいます。それから片木代表の文章の方でも少し触れられましたけれど、地方ですね。特になり手不足というのが深刻で、女性ですとか若者が中々議会に議員として入ってこない、こういう問題があります。18歳選挙権ていうのもあったんだけれども、20代よりは高いんでしょうけれどもやっぱり投票率は低いままになっていて中々選挙すること、投票することに実感を持てないような、こういう状況が変わらないし、特に地方の状況なんかを見るとより深刻な現実もあるんじゃないかと、改めて私たちとして原点に立ち返って新しい答申をだしましたと、こういう風な趣旨になっております。

それから次は中身なんですけれども、最初の答申では大体目次に沿ってお話をすると四点ぐらいかなという風に思ってまして、一つは私たちのところで担当したものですけれど、民意が反映される選挙制度と。民意が反映されるってどういう意味かって随分議論したんですが、差し当たっては自分が意味が有る選択をしたと、投票したっていうことの実感を持てる、このぐらい広い意味で捉えようかということで色んな提案をしました。それから二番目が選挙権を広げるって言いましょうか。投票機会を広げるような形で色んなものがあるんですけれど、供託金、被選挙年齢の引き下げ、立候補を容易にする仕組み、国籍を持たない人や障害を持つ人の投票を支援するような仕組みと、こんな話をしたと思います。それから三点目が一番重要だったんですけど、選挙運動の規制の撤廃。こういう話ですね。最後に前回はあまり立ち入って議論ができませんでしたが、政治資金の問題や政党助成の問題もあると。こんな話をしたので今回はそれを少し踏まえた上でさらにその中身を具体化して補っていくと。こういう位置づけになるかなという風に思っています。

必要があれば補いますけど、大きく二つに分けて紹介をしています。一つ目が選挙運動の規制を撤廃したら一体どうなるのかということですね。私たちは規制の無い選挙を経験したことがありませんから、一体どうなるのか。例えば立候補どうするのかっていうこともこ

の間少し議論をしてきましたけれど、その辺りを含めて新しい手順を定義するということ。それから他方で自由な選挙というのは、経済力をはじめ力の関係が如実に現れる選挙でもあるので、最低限度公平性を確保するためにはどうしたら良いかということも私たち議論をしてきましたので、こういう視点も入っていますということを少し強調してみました。

それから第二に色んなものがあるっていうこと、これは一つ大きくざっくりまとめさせていただいたんですけれども、政治への関心を高める。それから政治参加を広げていくような方策を広く探ってみようということで、本当に項目を並べて色々ありますけれども、一つが三木さんの方でも担当なさっている政党助成の問題ですね。地方に拡大したりあるいは政策研究に割り振ることを求めると、こういう話があります。それから後は項目通りですが、請願法、憲法改正国民投票法ですか。それからさっき正にお話があった抽選制と、色んな角度から参加の可能性を広げるということを考えていますと、こういうことです。

最後に私たちが目指すものですが、ここは前回も議論をしたんですが、「新市民選挙法」というのが良いかどうかですね。こういう方向を目指していくと。それから前回の答申の時も少し出てきたキーワードが、21 世紀の普通選挙法と、ちょっと古い感じもしますけどそれなりに意義も深いのかなと思いましたので、この言葉を今回も使わせていただいて、前回は主に制度の話でしたので、今回はそれに肉付けをして血を通わせるような、こういう提案をしていると、こんな感じで文章をまとめてきました。今日の話を改めて伺ってみると政治教育の話ですかね。これをもう少しきちんと書き込む必要があるかなと。これは項目だけになりますけど、他に岡﨑さんの方でかなり踏み込んだ提案をしていただいたので、選挙民主主義っていう言葉を冒頭でも使ってるんですけど、実は選挙だけで良いのかっていう、こういう問題提起もすごく重要な気がしてまして、そこでも実は踏み込んだ提案をしているという辺りも少し加筆させていただこうかなという風に思っています。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。あと何でもお話を、質問、ご意見を、あれば。分量的にはもうちょっと増えますか。

只野雅人：そこは大丈夫です。前回大体これぐらいだったので、それに合わせて作ったので。あまり長く書くとまた次の答申とかぶってしまいますので。

片木淳：ああ、そうですね。分かりました。それから、ちょっと市民ていう言葉が目に付いたので申し上げるんですけど、先ほどの議論の市民の定義というか、市民とは何だと、なんで市民がでしゃばるんだという、そこら辺をどこに書きますかね、これ。まえがきもあるし、一応私の担当したところでも良いような気もするし。

只野雅人：実は最初の書き出しですね。「こうした理想を共有する市民」と最初書いたんですけど、どうもしっくりこなくて「人々」としたんですね。

片木淳：ああそうですか。

只野雅人：ですから大きなイメージでは私たち市民ということではこういう理想を共有する人たち、私たち、こんなメッセージも入ってるんですけど。どうしましょう、市民という言葉があちこち入ってくると何だという話にはなるかもしれないですね。

片木淳：それと基本的な立場でボーンと打ち出すときに、「新市民選挙法」の市民もそうですけれども、今までの感じ方というか、上から言われているような話じゃなしに、市民から出発するっていう理念というか哲学みたいなものがあるんで、それをどこか出発点で書きたい気もしますよね。

只野雅人：中々ちょっとこれは。

片木淳：いやいや、まえがきか。まえがきで書けば後ろにも書かないといかんと思うんですが。

只野雅人：なぜ市民という言葉を使っているかということですか。

片木淳：はい。

只野雅人：定義するよりもむしろそういう説明の方が良いかもしれませんね。なんで市民という言葉に私たちは拘っているのかという視点から。

片木淳：なるほど。

只野雅人：中々これ定義するのは難しいので。前もちょっと出ましたが、法律用語としては多分市民という言葉はほぼ出てこないですよね。

片木淳：そうですね。

只野雅人：実は憲法の中にも居場所があるかっていうと意外と難しくて、遡れば松下圭一さんがかなり厳しい法律学批判をしたことがありますけれども、意外と当然市民という言葉を私たちは使うんですけれども、本当にちゃんと居場所があって位置づけられているのかっていうとそうでもない気がしています。市民という言葉についての拘わりみたいなものもちょっと加筆をしてみることにします。

片木淳：ではご検討いただいてできれば方向をお示しいただきたいと思います。岡﨑さん、どうぞ。

岡﨑晴輝：全体的には全然異論がありません。最後におっしゃった選挙民主主義については、選挙の改革というのがメインになりますから特に拘わりはありませんけれども、選挙民主主義からはみ出すテーマとしてと一文でもあれば伝わるかなと思いますので、よろしくお願いします。

只野雅人：はい、冒頭に選挙民主主義って書いちゃったもので、でもそれだけじゃないってことは少し書いておきます。

岡﨑晴輝：そうですね。私これから講義がありますので、これで失礼いたします。

片木淳：はい、ありがとうございました。ご苦労様でした。失礼します。

岡﨑晴輝：失礼します。

片木淳：どうもありがとうございました。他に何かご議論、どなたでも。事務局の方も含めて何かよろしいですか。じゃあ大体、まだ全体の出来上がりを見て精査をしていくと思います。とりあえずこれで報告としては了承ということにしたいと思います。

　次に政党助成ですが、今日は三木さんが欠席ですがどこでしたかね。

城倉啓：56 ページです。

片木淳：56 ページ。城倉さんの方でちょっとコメントができますか。
城倉啓：はい。三木代表からご伝言いただいているのは地方を入れるのかどうかというところはやっぱりここでみなさんで立ち位置決めていただきたいと。事務局の立場としては折角ここまで書いていただいているのと、あと打ち出し方として今までの政党交付金と違うと。地方の政治を草の根から育てていくんだと。そういう打ち出しで言えば入っていていただけると助かるなと思ってますが。
片木淳：具体的な場所はどこだったっけ。改革案は。
城倉啓：59 ページは地方政治における助成要件というものが入ってあります。国政と地方と分けているわけですね。
片木淳：これは要件ですね。改革は。
城倉啓：改革の方向性は 61 ページから、これまた国政政党。
片木淳：58 辺りにも何かありますね。
城倉啓：こちらは改革の方向性もア、イ、ウとあって、ウが地方政治における助成要件、そして市区町村議会におけるというのが一番下から入っております。やっぱりその意味では分量的にも地方議会のことにかなり割いている。そこがごっそり無くなってしまうとちょっと痛いかなと思っております。
片木淳：分量的にはね。内容的には結局結論は公費、要するに今の政党交付金を広げて国費から出すと。しかし政務活動費の関係があるから、そっちとのダブりを避けることで政策的なもので縛りを入れてやるということでしたかね。
城倉啓：おっしゃる通りです。
片木淳：それはどこでしたかね。61 ページ国政選挙。
城倉啓：61 ページの下の方の「地方議会では政務活動費が支出され」とあり、政務活動費についての説明が書かれています。
片木淳：そうですよね。政務活動費の説明をして、62 ページの上に「政務活動費と重複する」のはおかしいから、「政策研究組織を設け」、そこに出すと。それから例の女性問題等ですね。女性の比率を高め「育成に資する支出を可能とする、との 2 点」ということですね。いかがでございましょうか。城倉さんからは別に置いておいて良いんじゃないかと、いやむしろそっちを歓迎するというお話でございましたが、それで問題なければそうしたら良いんじゃないかと私は思いますけど、ご意見あればどうぞ。
只野雅人：私も全く賛成です。特にさっきもありましたけどちょっと思い切った問題提起をするという今回の答申の趣旨ではあるので、政党交付金をめぐって色々議論はあるし、細かくつつくともちろん問題はあるんですけど、まずはやってみようっていう提案としては面白いんじゃないでしょうかなと思いますね。
片木淳：はい、ありがとうございました。それじゃあ細かい文章表現はまた皆さん見ていただいて気になったところがあれば色々次回でも結構ですしメールでも結構ですからお寄せいただければと思います。田中委員、何か。

田中久雄：私も基本的に地方にも交付金を広げていくというのは賛成です。ただこの、どこでしたか、国政政党に助成金を渡した場合には地方にはそれはいかない。
片木淳：支部の話、ありましたね。
田中久雄：それはどうなのかな。難しいんですけどね。国会議員が支部長か何かになって、結局その国から来た助成金がそこに配分されて、基本的には自分の選挙区のために使うということなんで、その政党の地方活動っていうのがね、それはまた別途地方は地方で交付として政党交付して良いんじゃないのかなという気はあるんですけどもね。あえて国政で配分を受けた政党の地方政党、都道府県議会でも、あるいは市区町村議会でもその政党には配分しないという風に、全部国に依存するようなね、また地方段階での政党間とか政策グループとかね、政治結社との公平感というのもありますしね。何かそこを除外するというか、地方を除外するという必要もないんじゃないかなっていうのが一点と。
　それから交付について、男女の割合を高めるために交付金を使うっていうのは、それは賛成なんですけれどももう一つマイノリティという言葉を使ってますよね。これは特定が難しいので、何をマイノリティと定義するのかというね。人によって全然マイノリティの範疇というのは違うと思うんですよね。だからここ、どういう通達か何かでやるのか分からないですけど、ちょっとこのマイノリティという部分、言葉を使う以上何かもうちょっと限定的にこういうものですよと、人によって丸きり判断基準が違うと思うんで。今の二点です。
片木淳：まあ、いくらでも広がりますし。
田中久雄：ええ、ええ。
片木淳：分かりました。じゃあ今の二点は城倉さん、三木さんに一応伝えていただいて、忙しいでしょうけど、それで良ければマイノリティを削るとか、他の案があるなら他の案にするとか。それから、一番目の問題も削ると言いますかね、良いんじゃないかと。そういう除外要件を付けなくても。という風に、でどうかということをご検討いただきたいということで伝えていただけますか。
城倉啓：はい、お伝えいたしますが、何か理由があるという風にも推測しますが。
片木淳：はいはい、まあちょっと書いてあるようにね。
城倉啓：おそらく、あると思いますし、積極面としても、ある種の凝集性というか、政党としての一貫性が、すべて繋がるとか、何かあるかも分かりませんし、資金面の融通、抜け道を塞ぐという、そういう面もあるかも分かりませんので、そこは対話になるかも分かりません。
片木淳：そうですね。
城倉啓：マイノリティについても用語集で落とし込むという手もあるかも分かりませんし、削る可能性もあるかも分かりませんが。一応お伝えはしますけれども。
片木淳：分かりました。確かに理由があることだと思いますので、やりやすいようにしていただいて。だからマイノリティをもうちょっと具体的にして欲しいという言い方でもよろしいかと。あるいは前段の問題も、もうちょっと具体的にこういう理由で変えて欲しいと言

っても良いですし、書けなかったら削らなきゃいけませんし。じゃあそういうことで、お願いをいたしたいと思います。

今日の議題としては一応以上で、前回私が担当した前の方の 1 ページ辺りもそうなんですけども、前回色々とご指摘いただいた、それからミスもありましたので手直しもしなきゃいけませんので、これ最終版じゃありませんが、また見ていただいて今後の段取りとしてはちょっと城倉さんの方にお願いして、どういう風に持っていけばよろしゅうございますか。

城倉啓：はい。一つ全体についてのことで、分量的に足し算をいたしましたところ、今回「はじめに」まで入れると、現在のところ 69 ページなんですが、ただし、この他に色々とあります。表紙を含めの話で、全体 164 ページなんですが、これ表紙を含めの 164 なんです。ですからざざっと見たところ、40 ページほどの余裕がある、164 だとすれば。でも別に無理にしなくても良いんです。ということもあって、ご相談と言いましょうか、二件あります。

小林幸治さんの改正案と三木由希子さんの今の政党助成の改正案の中には第一期答申を再掲しても良いと書いてある部分があるんですね。問題の背景とか経緯とか、ここは第一期答申をただ見ろというだけではなくて、再掲しても良いんじゃないかと。仮に再掲するならばそれで 4 ページぐらいがなくなるんですが、4 ページですから余裕があるとも言えるので、再掲する方向でさせてもらえたらなと思っております。

その他は若干膨らみ目でも大丈夫ですということです。そして残った原稿は、事務局のもの以外で言えばですが、「今後の展望」という部分なんです。三木さんの個人的なお忙しい時期に丁度重なっているということもあって、三木さんにお願いし続けることも何か恐縮だなと思いまして、事務局としては少し水面下であがいておりますけれども、もしこの場でご出席の方の中でどなたかがこの展望の部分を。これも第二期で終わるということが分かってますので、任期更新を前提にした展望ではなくて、ドバーっと大きな話を色々話してくださっても良いぐらいのものだし、今までの議論を引き受けながらこんな風に市民社会を作っていきたいのだみたいなことを謳っていただける方をこの場で決めていただけるとすごく助かります。

片木淳：はい、ありがとうございました。いかがでございましょうか。まず前段の第一期の背景を入れるというのは、まあ一覧して見やすい方が良いし、字数に余裕があるということですので入れてよろしいですね。じゃあ、まあそういうことで。

城倉啓：はい。

片木淳：それは良いと。小林さんのもそうですな。

城倉啓：はい。

片木淳：小林・三木両方がそうだということですね。それから今後の展望執筆につきましては、どなたかやっていただく方のお声はありますか。只野さんはどうですか。

只野雅人：たまたま私が監事会をやってまして、この 11 月文科省に提出しなければいけない大事な文書のとりまとめがあるのでちょっと申し訳ないですけど 11 月は難しいので、小澤委員あたりにやっていただくと有難いなと思っているんですが。

小澤隆一：この 11 月はちょっと色々あると思うので中々難しいです。今お話伺っていてこれだけの答申ができてきていて、只野代表の「はじめに」があるので、それと別に何かそういう全体のものをまとめるようなものが必要なのかどうか。それをちょっとイメージが。
片木淳：そうですね。前は二期がまだ残ってたからね。書きやすかったけれども、展望がないんじゃないかと。いやそれは誤解を招く表現で申し訳なかったですが、だから今後の何の展望を書けば良いのかな。日本の民主主義の展望ですか。展望ってそれはしかし我々の第二期答申を実行せえと言うんじゃないですか。いやまあ今要らないんじゃないかという意見が出たわけだけどね。じゃあね、こうしましょうか。分かりました。私で良ければ引き受けますけれども、事務局の方でさっき色々苦労されているということでしたんで、ちょっと原案を。あれですかね、今の資料につけているのは何ですか、前にアピールみたいな、これは統一地方選か。こんなものを付けるという手もある。これは統一地方選ですけどね。小澤委員がおっしゃったように、位置づけがすっきりしないから書きにくいですね。前の方に繰り返し書いているのは、「まえがき」もあるし、第一期概要もあるし。
城倉啓：はい、承知いたしました。位置づけも確かに変わってくるかも分かりませんので、じゃあ事務局で提案をとりあえず作らせていただいてそれが何かアピールとか声明的な見解的なものかも分かりませんけれども、いっぺん作らせてもらって、ちょっとしたボリュームにさせてもらってそれこそ「あとがき」が要らんというぐらいになるか分かりませんけど、「あとがき」との関係も関わってきます。事務局担当のあとがき部分との関係も含めて「展望」というのが要不要を含め原案を。
片木淳：あとがきでも良いんですね。
城倉啓：ある意味ではそっちでやれと、もし事務局があとがきと連動というか、一括してやれということにもなりかねない。なりかねないというと語弊がありますけど。
片木淳：はい、ご回答いただいて。
城倉啓：はい、そこはちょっと詰めさせていただいて、私たちもそこを考えていませんでしたので。
片木淳：はい、お願いします。そうすると今後次回以降何をやるってなりますか。予定は。
城倉啓：坪郷委員と小林幸治委員のものは文書としては来てるけれどもご本人からしての説明とやりとりが無いんですね。ですので出席された場合においてはその方々に一言二言いただいて全体像との関係の中でまた話し合っていくということは、お二人に関してはあると思ってます。それ以外はもう全体というのを示してますので、もうどこからでも行こうと。それで改訂したハナからどんどん ML に配信していただいてやっていこうと思っています。最後の部分でまたこのような形で一括した冊子にしてと思ってますけども。そんな形でよろしゅうございますか。
片木淳：よろしゅうございますか。よろしいですよね。じゃあ、次回は一応個別テーマとしては坪郷委員担当・小林委員担当の部分について審議をやると、個別に。まあ一時間ぐらい。
城倉啓：はい。一時間ぐらいしますか。

片木淳：だから、本当ある程度やってる話ですから、そうするとそれがいつですか。11 月 21 日。あと二回あるわけですな。さっき説明ありましたけど、5 日と 19 日は二回ぐらい全体の話が要りますか。

城倉啓：はい、要ります。

片木淳：そうですね。じゃあそういうような段取りでよろしければ今日はこれで終わりたいと思いますが、事務局からはその他出す情報があれば出してください。

城倉啓：はい。次回以降選挙市民審議会予定というのをカガミのところに付けておりますけれども、2 月 21 日、一番最後のところですが、2 月 21 日の第二期答申発行記念イベントの日時場所が確定いたしましたので、こちら是非予定を入れていただいて大勢集まれるようにこちらも宣伝していきたいと思います。なお、内容について今ひとつまだ固まっておりませんし、これからなんですけれども常時発信していきたいと思っています。ご協力よろしくお願いいたします。

それと答申の予約購入用紙は、みなさん、ご協力ありがとうございます。まだ受け付けておりますのでよろしくお願いします。というぐらいですかね。あとは、もう会議室の場所は決まってはいるんですけども、ここで言ってもなんですので衆議院第二議員会館が 12 月 5 日と 19 日ですけれども、また順次 ML でお知らせいたします。

片木淳：衆の第二。

城倉啓：はい、衆の第二、どちらもでございます。

片木淳：はい、分かりました。

城倉啓：他に何か。事務局的にはよろしゅうございますか。

片木淳：じゃあ、今日の会議は、5 分ほど時間を余してますけれども、終わりたいと思います。ご苦労様でした。ありがとうございました。

〔岡﨑晴輝委員未校正〕